

商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長 佐藤 ケイ子

- 1 日時
令和4年3月3日（木曜日）
午後10時0分開会、午後1時21分散会
（うち休憩 午後12時1分～午後1時1分）
- 2 場所
第4委員会室
- 3 出席委員
佐藤ケイ子委員長、佐々木順一委員、軽石義則委員、高橋但馬委員、工藤勝博委員、木村幸弘委員
- 4 欠席委員
武田哲副委員長、岩崎友一委員、神崎浩之委員
- 5 事務局職員
増澤担当書記、横道担当書記、星野併任書記、吉原併任書記、本間併任書記、鈴木併任書記
- 6 説明のため出席した者
 - (1) 労働委員会
藤田労働委員会事務局長、谷藤審査調整課総括課長
 - (2) 商工労働観光部
岩渕商工労働観光部長、木村副部長兼商工企画室長、橋場参事兼産業経済交流課総括課長、安藤定住推進・雇用労働室長、十良澤ものづくり自動車産業振興室長、高橋観光・プロモーション室長、伊五澤商工企画室企画課長、藤村商工企画室新産業育成課長、阿部経営支援課総括課長、竹花産業経済交流課地域産業課長、田中定住推進・雇用労働室雇用推進課長、四戸定住推進・雇用労働室特命参事兼労働課長、小笠原自動車産業振興室自動車産業振興課長、千葉観光・プロモーション室プロモーション課長
 - (3) 県土整備部
田中県土整備部長、加藤技監兼河川港湾担当技監、小島副部長兼県土整備企画室長、幸野道路担当技監、柚まちづくり担当技監、照井技術参事兼道路建設課総括課長、川村県土整備企画室企画課長、菅原建設技術振興課総括課長、菅原道路環境課総括課長、上澤河川課総括課長、

戸来砂防災課総括課長、嵯峨都市計画課総括課長、水野下水環境課総括課長、
小野寺建築住宅課総括課長

(4) 企業局

佐藤企業局長、八重樫次長兼経営総務室長、藤原技師長、
伊藤経営総務室経営企画課長、山谷業務課総括課長、高橋業務課電気課長、
石川業務課発電所再開発推進課長

7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

(1) 労働委員会関係審査

(議案)

議案第42号 令和3年度岩手県一般会計補正予算(第12号)

第1条第2項第1表中

歳出 第5款 労働費

第3項 労働委員会費

(2) 商工労働観光部関係審査

(議案)

ア 議案第42号 令和3年度岩手県一般会計補正予算(第12号)

第1条第2項第1表中

歳出 第2款 総務費

第4項 地域振興費中 商工労働観光部関係

第5款 労働費

第1項 労政費

第2項 職業訓練費

第7款 商工費

第11款 災害復旧費

第2項 商工労働観光施設災害復旧費

第2条第2表中

第5款 労働費

第7款 商工費

第11款 災害復旧費

第2項 商工労働観光施設災害復旧費

イ 議案第47号 令和3年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第2号)

(3) 県土整備部関係審査

(議案)

ア 議案第42号 令和3年度岩手県一般会計補正予算(第12号)

第1条第2項第1表中

- 歳出 第6款 農林水産業費
 - 第3項 農地費中 県土整備部関係
 - 第8款 土木費
 - 第11款 災害復旧費
 - 第3項 土木施設災害復旧費

第2条第2表中

- 第6款 農林水産業費
 - 第3項 農地費中 県土整備部関係
 - 第8款 土木費
 - 第11款 災害復旧費
 - 第3項 土木施設災害復旧費

第3条第3表中

- 1 追加中 2～11
- 2 変更中 2～9

- イ 議案第48号 令和3年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）
- ウ 議案第52号 令和3年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- エ 議案第56号 令和3年度岩手県流域下水道事業会計補正予算（第1号）
- オ 議案第59号 土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- カ 議案第60号 流域下水道事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- キ 議案第61号 主要地方道花巻大曲線（仮称）小倉山4号トンネル築造工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ク 議案第62号 松橋川筋滝野地区砂防堰堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ケ 議案第63号 一般国道107号大石地区仮橋架設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- コ 議案第64号 一般国道107号大石地区応急押え盛土工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

(4) 企業局関係審査

(議案)

- ア 議案第54号 令和3年度岩手県電気事業会計補正予算（第1号）
- イ 議案第55号 令和3年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

9 議事の内容

○佐藤ケイ子委員長 ただいまから商工建設委員会を開会いたします。

武田副委員長、岩崎委員及び神崎委員は欠席とのことでありますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、労働委員会関係の議案の審査を行います。議案第 42 号令和 3 年度岩手県一般会計補正予算（第 12 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 5 款労働費第 3 項労働委員会費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**谷藤審査調整課総括課長** 議案第 42 号令和 3 年度岩手県一般会計補正予算（第 12 号）中、労働委員会関係の予算について説明申し上げます。

お手元の予算に関する説明書により説明申し上げますので、説明書の 136 ページをお開き願います。第 5 款労働費、第 3 項労働委員会費のうち、1 目委員会費について 298 万 8,000 円の減額、2 目事務局費について 86 万円の減額、あわせて 384 万 8,000 円を減額しようとするものであります。補正の理由であります。新型コロナウイルス感染症対策のため、各種会議や研修会等がウェブ会議に変更されたこと等による旅費の減額及び執行見込みを踏まえた給料、職員手当の減額などによるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**佐藤ケイ子委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、労働委員会関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○**軽石義則委員** 何点かお聞きしたいと思えます。

新型コロナウイルス感染症の第 6 波が非常に厳しい環境になってきておまして、地域の経済状況もかなり厳しくなっているとお聞きしておりますけれども、労働委員会として今県民の皆さんからそういう相談や対応などがあれば状況を説明いただきたいと思えます。

○**谷藤審査調整課総括課長** 労働委員会の現状についてであります。1 月末の状況で御説明させていただきます。

今年度、令和4年1月末までに受け付けた労働相談件数は370件でありまして、昨年同月の労働相談件数327件より43件ほど増加しているところであります。このうち、明らかな新型コロナウイルス感染症に関連した労働相談として把握できたものの件数は22件でありまして、相談件数全体の約6%となっており、昨年同月の相談件数34件よりも12件減少しているところであります。

新型コロナウイルス感染症に関連する相談について相談別に見ますと、賃金、手当に関するものが10件と最も多く、その他の内容としまして、件数は多くはありませんが、休日、休暇、休業、パワハラ、嫌がらせ、解雇に関するものなどが相談として寄せられております。

新型コロナウイルス感染症に関連したものとして把握できた相談件数は減少しているところではあります。新型コロナウイルス感染症による影響が労働相談全体の件数の増加の要因となっている可能性もあると考えておりまして、相談者の相談事案の背景などについて丁寧な聞き取りに努めながら、必要な助言を行っているところであります。

○軽石義則委員 1月末現在の現状をお聞きしました。これから年度末を迎えて、新しい年度を迎える。労働組合で言えば、まさにこれから春闘真っ盛りで、岩手県の場合は地場の中小企業がほとんどですので、4月以降、多分連休過ぎまで協議が続くと思うのですが、その際に、やはり円滑に労使交渉ができるような後ろ支えになるのが労働委員会の重要な役割ではないかと思っております。相談したくても行き先がわからなかったり、労働委員会という一般の方からするとなかなか電話もしづらいというのが実感だと思うのです。そのためには、いろいろな手法を使って、相談がしやすかったり、問い合わせ程度かもしれませんけれども、ただ話をすることによって安心できることもあると思うのです。そういうことについては、これまでも丁寧に対応していただいていることは十分承知しているのですけれども、そのことに意を用いていただくことがさらに大事な時期ではないかと思っておりますし、今子供たちに感染が拡大してきて、親が働くことさえ厳しいという状況もありますけれども、具体的にそういう相談も来ていますか。

○谷藤審査調整課総括課長 先ほど新型コロナウイルス感染症関係の相談内容ということで、賃金、手当が最も多いという答弁をしましたが、昨年は事業者、それから労働者に対する給付金の制度が始まったということでの相談が年度の前半に多く寄せられておりまして、今後小学校の関係の給付金関係も出てくるのが予定されておりますので、今後またこちらについてはふえる可能性もあるのではないかと考えております。

○軽石義則委員 労働委員会の三者構成のあり方は、そういう意味では県民にとっても非常にプラスになると思いますし、もっと言えば使用者サイドからもしっかり労働委員会制度を発信することが大事だと思います。労働組合側は当然相談に来ないように自分たちがやるべきことも多くあるのですが、ただやはり相手のことを思えば和解が一番いいわけですし、職場の中で次の活動ができるようにするためには、労働委員会制度の運用というのは非常に重要だと思います。県庁外に事務所を構えて、出入りもしやすくなったと思うの

で、引き続き県民の皆さんにそういう相談先があって、気軽に問い合わせを含めて相談してほしいというような宣伝にも引き続き取り組んでいただくことをお願いして、終わります。

○佐藤ケイ子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 なければ、これをもって労働委員会関係の審査を終わります。労働委員会の皆様は退席されて結構です。御苦勞様でした。

次に、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第42号令和3年度岩手県一般会計補正予算(第12号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第2款総務費及び第5款労働費のうち、それぞれ商工労働観光部関係、第7款商工費、第11款災害復旧費、第2項商工労働観光施設災害復旧費、第2条第2表繰越明許費補正中、第5款労働費、第7款商工費、第11款災害復旧費、第2項商工労働観光施設災害復旧費並びに議案第47号令和3年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第2号)、以上2件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○木村副部長兼商工企画室長 議案第42号令和3年度岩手県一般会計補正予算(第12号)のうち、商工労働観光部関係の予算について御説明申し上げます。

議案(その4)の6ページをお開き願います。当部関係の歳出予算は、2款総務費、4項地域振興費の3億2,046万4,000円の減額のうち、2,225万2,000円の減額と、7ページの5款労働費の2億4,848万5,000円の減額のうち、3項労働委員会費を除きました2億4,463万7,000円の減額、そして7款商工費の121億2,763万4,000円の減額、9ページに飛びまして11款災害復旧費、2項商工労働観光施設災害復旧費の24億9,657万7,000円減額の計148億9,110万円を減額しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略いたしまして、主な内容について説明させていただきますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

それでは、89ページをお開き願います。2款総務費、4項地域振興費、1目地域振興総務費の説明欄がありますが、一番下の地方創生移住支援事業費は、市町村が行います移住支援金の交付に関する補助金の所要額が当初の見込みを下回ったため、減額しようとするものであります。

132ページに参りまして、5款労働費、1項労政費、2目労働教育費は、目の全額を減額するものでありまして、感染症拡大の影響を踏まえ、雇用労働フォーラム等の開催を見送ったことによるものであります。

次のページの4目雇用促進費の説明欄の下から二つ目、いわて働き方改革加速化推進事業費は、テレワーク導入推進事業費の補助金の所要額が当初の見込みを下回ったため、減額しようとするものであります。

134 ページに参りまして、2項職業訓練費、2目職業訓練校費の下から二つ目の就職支援能力開発費は、離職者等向けの各種職業能力開発訓練に係る所要額が当初の見込みを下回ったため、減額しようとするものであります。

次に、164 ページに飛びまして、7款商工費、1項商工業費、1目商工業総務費の七つ目のいわて産業人材奨学金返還支援基金出捐金は、所要額が当初の見込みを下回ったため、減額しようとするものであります。

2目中小企業振興費の下のページに参りまして、二つ目の商工観光振興資金貸付金から続きます各種中小企業向け資金の貸付金や利子補給、保証料補給補助は、事業者の繰上償還などにより所要額が見込みを下回ったため、減額しようとするものであります。

次に、下から五つ目の地域企業経営支援金支給事業費は、支援金の所要額が見込みを下回ったため、減額しようとするものであります。

166 ページに参りまして、3目企業立地対策費の二つ目の企業立地促進資金貸付金は、誘致企業等における資金需要が当初の見込みを下回ったため、減額しようとするものであります。

4目中小企業経営指導費の二つ目の中小企業ベンチャー支援事業費補助は、いわて産業振興センターが行う経営相談等に係る経費が当初の見込みを下回ったため、減額しようとするものであります。

168 ページに参りまして、2項観光費、1目観光総務費の中ほどのいわて旅応援プロジェクト推進費は、3月11日以降の期間延長、また来年度における割引対象地域の拡大や、さらなる事業期間の延長を見据えた第3弾としての実施に必要な経費を増額しようとするものであります。

2目観光施設費の二つ目の三陸復興創生観光拠点整備事業費は、内閣府の地方創生拠点整備交付金を活用いたしまして、陸前高田オートキャンプ場モビリアの再開に向けた施設等の整備を行おうとするものであります。

211 ページに飛びまして、11款災害復旧費、2項商工労働観光施設災害復旧費、1目商工観光施設災害復旧費の中小企業等復旧・復興支援事業費は、グループ補助の所要額が当初の見込みを下回ったため、減額しようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明を申し上げます。議案（その4）に戻りまして、13ページをお開き願います。当部関係の繰越明許費の追加であります。5款労働費の248万5,000円と、17ページに参りまして7款商工費の138億6,620万9,000円、そして21ページに参りまして11款災害復旧費の2項商工労働観光施設災害復旧費の5億9,576万3,000円の計114億6,445万7,000円であります。いずれも年度内の事業完了が困難なため、翌年度に繰り越しして執行しようとするものであります。

以上で一般会計補正予算（第12号）の説明を終わります。

次に、特別会計について御説明申し上げます。41ページをお開き願います。議案第47号令和3年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第2号）であります。第1条

のとおり、歳入歳出予算の総額から 6,013 万 4,000 円を減額し、総額を 16 億 664 万 1,000 円としようとするものであります。

42 ページに参りまして、歳入であります。1 款繰入金は貸付原資等である一般会計からの繰入金を減額しようとするものであります。

3 款諸収入は、中小企業高度化資金の貸付償還見込額などの減少に伴いまして減額しようとするものであります。

43 ページは歳出でありまして、1 款小規模企業者等設備導入資金貸付金は、いわて産業振興センターの中小企業者に対する無利子貸付に係る経費が見込みを下回ったことなどにより減額しようとするものであります。

以上が商工労働観光部関係の補正予算についての説明となります。

なお、観光施設費に計上いたしました三陸復興創生観光拠点整備事業費につきましては、所管の高橋観光・プロモーション室長から詳細を御説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○高橋観光・プロモーション室長 お手元に配付しております三陸復興創生観光拠点整備事業について、資料により御説明申し上げます。

概要でありますけれども、東日本大震災津波以降、施設利用を休止してきた陸前高田オートキャンプ場モビリアについて、令和 5 年度の施設再開に向けて、施設等を整備しようとするものであります。

1 の施設再開の方向についてであります。1)といたしまして、既存の施設の現状復旧だけではなく、ニーズの多様化に対応した施設とすること。2)、既存施設の改修工事が必要であること。3)、収益性の高い施設となる整備、運営方法とすることの三つの方針で検討を進めてきたところであります。

2 の整備・運営手法についてでありますけれども、1)としまして、整備内容は既存施設の改修のほか、キャンプ場に対するニーズの多様化に対応した施設とすることとし、民間のノウハウを最大限生かすための提案を募り、設計施工一括発注、いわゆるデザインビルド方式による公民連携手法で整備しようとするものであります。

(2)の運営につきましては、指定管理による運営を予定しておりまして、昨日、3月2日から事業の公募を開始したところでありますけれども、設計者、施工者及び指定管理予定者を一括で選定することとし、指定管理予定者の意向も踏まえた施設として整備を進めていこうとするものであります。また、指定管理者につきましては、別途設置する指定管理者選定委員会におきまして、その適格性について審査した上で、12月県議会定例会で提案させていただくことを考えております。

なお、今回の指定管理予定者を含めた設計施工一括発注の整備手法は、県事業では初めてのものとなります。

3 の予算額であります。6 億 271 万 5,000 円であり、財源の一部に内閣府の地方創生拠点整備交付金を見込むものであります。

4のスケジュールについてですが、昨日から公募を開始し、4月中に事業者から提案を受け、事業者選定を行い、5月には設計施工契約を締結した後、改修整備に入り、10月に指定管理者選定委員会を行い、12月県議会定例会に指定管理者を提案させていただき、令和5年4月の施設の再開を目指しております。

また、2枚目をごらんください。2枚目には、昨年12月に実施したサウンディング型市場調査、いわゆる公募により民間事業者から効率的かつ効果的な施設整備内容等の提案をいただく調査になりますけれども、これをもとに作成した施設整備後のイメージとなります。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋但馬委員 168ページのいわて旅応援プロジェクトについて質問させていただきます。

現状、平日は休館をして、週末に再開して営業を行っている施設もあるのですが、まん延防止等重点措置が出ていない状況で、いわて旅応援プロジェクトの割引が続いていることは非常にありがたいという声をいただいております。ただ、そういう中で、県議会12月定例会での予算に今回82億円という巨額の予算が計上されている状況で、施設側では、いわて旅応援プロジェクトの割引は4月1日からどう進んでいくのだということで非常に迷い、困っている状況なのですけれども、その辺の流れについてお知らせ願いたいと思います。

○千葉プロモーション課長 いわて旅応援プロジェクトの割引の件でありますけれども、3月11日以降の取り扱いにつきましては、当面は3月31日宿泊分までと昨夜観光庁から連絡がありました。4月以降につきましては、まだ国でも新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえて決定する段階でありまして、国から連絡があり次第、各自治体に周知を行ってまいりたいと思います。

○高橋但馬委員 昨夜連絡があったのですか。であれば、各施設にその辺を伝えていただけるとありがたいと思います。これは、昨日の岩手日報のテレビ欄ですけれども、花巻市の優香苑では県民割の特別宿泊プランということで4月15日までと書いてあります。いわて旅応援プロジェクトまたは当館独自割引ということで、宿泊施設は多分4月分を広告したいのですけれども、要するに4月以降はまだわからないわけですよね。そこを独自で割引をしますという形で一生懸命企業努力でやっているのですけれども、県でも観光庁から連絡が来ない限りは何とも言えないのですが、何とかいろいろなパイプを使って早めの連絡をお願いしたいと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○千葉プロモーション課長 国にも、県から再三確認しているところでありまして、4月分についてもわかり次第周知したいと思います。

○高橋但馬委員 やっぱり例年に比べると厳しい状況で、各施設ごとにいろいろなPRの仕方を考えているのですけれども、先が見えないと先手が打てないので、ぜひお願いした

いと思います。

あと、事務処理の話なのですけれども、4月以降のいわて旅応援プロジェクトの割引について、今施設側は紙ベースで精算をしておりますが、例えば2日前に不備のある書類が送られてくると間に合わなくて、さらに翌月の精算になってしまうこともあって、その辺の見直しもお願いしたいという声があるのですけれども、それについては4月以降の新しいいわて旅応援プロジェクトの割引の中で、どのように考えられているのかお伺いします。

○**千葉プロモーション課長** 事務処理の関係につきましては、いろいろ問題もあることは承知しておりますけれども、今すぐにはなかなかできないところもありますので、今後の第3弾あたりで検討していきたいと思っております。

○**高橋但馬委員** 事務局との話し合いもあると思うのですけれども、宿泊施設側も何とかお金を回していきたいという形で動いているので、なるべくうまく回せるようなスキームというかやり方も考えていただきたいと思います。何か一言あればお願いします。

○**高橋観光・プロモーション室長** 精算につきましては、前にもこの委員会で取り上げられまして、書類に不備があって翌月回しとなると、キャッシュフロー上御負担がかかると思っています。なるべく整った時点でお支払いするように随時切りかえていまして、年を越して資金的な部分でいろいろ御苦労されている事業者が多いので、そういった形で見直すようにしています。

あと、書類のやり取りが御負担になるというところについては、いろいろお話がありますので、これまでのやり方とか、ほかのやり方もいろいろ参考にしながら、なるべく現場に御負担のかからないような方向で検討したいと思っております。

○**軽石義則委員** 再確認です。地域企業経営支援金の支給事業費を今回減額補正するわけですが、新型コロナウイルス感染症の第6波によって、地域の飲食を中心に多くの経営者から、今までの新型コロナウイルス感染症の対応以上に厳しい環境にあるという声がたくさん来ているのです。法の縛り等もあると思うのですが、補正予算でこういう支援金が減額されていくのであれば、県内経営者のために岩手県として独自の支援を組むべきではないかという声もありまして、その部分について検討した上での今回の減額なのか、新型コロナウイルス感染症対策も含めていろいろあるのですが、どういう考え方なのか再確認したいと思います。

○**阿部経営支援課総括課長** 今回、地域企業経営支援金の減額補正ということの御提案させていただきました。これにつきまして、当初は令和4年3月までを売り上げ減少の対象としていたのですが、令和3年11月から3月までを対象として国の事業復活支援金が始まりましたことから、国でも重なった部分を繰り上げる形で事業を短縮したことに伴いまして減額が生じるということで提案させていただいたところであります。

そして、今の第6波の苦境、売り上げの減少に加えて、原油高や各種資材の高騰なども懸念されているところであります。さらなる事業者の支援ということは、一般質問でも多くの議員の先生方からも御質問を頂戴しております。

それで、今般減額補正ということではあったのですが、今までと同様の支援をする場合、全体の所要額は最終的には約 36 億円ほどという事業規模になっています。これは、売上高が 30%以上減した方、かつ業種もある程度特定をさせていただいております。これが幅広い業種かつ売り上げ減少をもっと広げるとなると、やはり所要額は多額なものになります。ですので、こういった直接的な支援金のスタイルで支援をすると、やはり国の交付金の増額といったものを強く訴えていかねばなりませんし、あるいは需要喚起策という形での支援の方法もあろうかと思っておりますので、これにつきましては感染状況を踏まえまして、的確かつ効果的な支援を展開できるように、県としても準備を進めていきたいと思っております。

○**軽石義則委員** 適時適切、ではその時期はいつなのかと。事業者の皆さんは、日々頭を抱えて、これからどうしようかという思いを持っているし、まさに切実な要望として私のところにも来ているのですけれども、確かに行政の仕事としてはそれが正しいやり方かもしれないけれども、その気持ちというか、その対応が県民に伝わらなければ、どこまで我慢していいかというのも、もうそろそろ限界を過ぎていると思うのです。その限界を過ぎたところをどう支えていくかというのが今まさに大事だと思っております、だとすればお金を使うにはルールがあって、そのルールをどう変えていくかというのが大事であり、それは議会と議員の役割であるかもしれません。一般質問で岩渕商工労働観光部長からこれからぜひ早めに考えたいという答弁もありましたけれども、でもそれは県民の皆さん、事業者の皆さんに直接伝わっていないのではないかと思います。

すし屋でも、もう既に生ものではなくて冷凍のものしかないみたいな話が出始めているということは、漁業者、いわゆる生産者のところまでよっぽど広く影響しているのではないとも言われているのです。なので、いろいろな制度はあると思っておりますけれども、やっぱり仕事の組み立てというのは、その地域の特色、特徴があるものです。今岩手県としてできることは限界があるかもしれませんが、やれることは何かということを示すことによって、次の事業展開に力が出るのではないかという思いがあって、今お聞きしているのですけれども、どうでしょうか。

○**阿部経営支援課総括課長** 確かに 2 年近くにわたる不況が続いております、いつかというところはそのとおりだと思います。まず、一般質問での答弁と繰り返しになって恐縮なのですが、まずは国の事業復活支援金を使っていたきたいところが第一であります。そして、各地域の実情に応じてということになりますと、実は交付金を使って、各市町村でもきめ細かい支援策をつくっていただいているところもありますので、例えば県でここまで行う、そのはみ出るところは、例えば市町村と役割分担するというやり方もあるかと思っておりますので、その辺りはいま一度各市町村、あるいは商工団体と連携しながら、県の中でも地域によってどういう支援が効果的なのかという辺りをさらに詰めながら進めてまいりたいと思っております。

○**軽石義則委員** ぜひそういう思いを伝えてほしいと思います。今回のいわて旅応援プロ

ジェクトは宿泊関係者には大きな支えになると思うのです。ところが、来て、地域の飲食も使ってもらえるという流れだといいいのですけれども、どうもそうならないのではないかと飲食業の皆さんは心配しているのです。私が知っている範囲の声ですけれども、だからこそ直接的に支えていく何か支援が欲しいというか、自分たちも当然努力していますし、やっているのですけれども、光熱費や家賃が滞ってとめられる。それを支払うための資金調達をどうするのか。そろそろお借りしたお金も返し始めなければならない。そういう中で物も仕入れなければお店も開けない。何か悪循環に入ってきているのではないかと考えていて、そういうところに何か岩手県として、市町村もやっているとお聞きしましたけれども、さらに市町村と連携して、そういう助かったと、助けてもらえるのだと、もう少し頑張ろうというような力を示すようなものは伝えられないものでしょうか。

○阿部経営支援課総括課長 私も重々そういう気持ちでおりますけれども、先立つものがあるところがあります。委員から御指摘がありましたとおり、需要喚起策が行き渡るところが狙いではありますけれども、困窮の状況は事業者でそれぞれかと思えます。借入金返済が苦しいのか、日々の御自身の生活も苦しいのかというところ、それぞれ状況があるかと思えますので、まず各商工団体に駆け込んでいただいて、その上でおそらく通り一遍の支援というより、個別事業者それぞれの御支援というものも必要になってくるかと思えますので、まず状況を整理しながら、それがさらなる借り入れなのか、あるいはゼロゼロ融資の返済ですと少し返済を延ばすということもやっております。事業所のお困りの度合いによって支援をしていくということもしてまいりたいと思っておりますので、まずは駆け込んでいただきたいというところを折に触れて伝えてまいりたいと思っております。

○軽石義則委員 非常に苦しいところを答弁していただいているのは十分理解はしておりますけれども、やはり今回の補正予算を議会で決めるとすれば、こういう減額もされているのだというのは、当然県民の皆さんにもお知らせするわけです。一方では、旅行支援の予算については宿泊業を含めて、国から大きな金額が来ているのでこの差は大きいと思うのです。なので、そのことをしっかり踏まえた上で、新年度はすぐ来月の話ですけれども、できるだけ早くそういう支えていけるような制度を県としても国に求めているし、県独自でもあるものを使ってやりたいと。国に制度を少し変えてもらって、少し法人事業税がふえたから返してくれと言わないで、それを当面使ってくれ程度は本当はやってほしいのですけれども、国はそこまで考えてくれないようなので、それはここでは議論できませんけれども、そういう声も一緒に盛り上げていくことも大事だと思いますので、ぜひ岩渕商工労働観光部長から県民の皆さんを安心させるような一言をいただいて終わりたいと思えます。

○岩渕商工労働観光部長 経営支援課総括課長の答弁が今の我々の願いを全てお話ししているのですが、少し私からもお話しさせていただければと思います。本会議でも答弁しているのですが、経済的支援について我々は三つ考えています。一つが地域企業経営支援金とか、あと国の事業復活支援金のような減収補填、あるいは、資金融資の直接的支援で

す。それからもう一つ、いわて旅応援プロジェクトやいわての食応援プロジェクトでやってきたような需要喚起策があります。もう一つが本業支援です。やはり新しい生活様式に対応するための支援制度の活用を促していくとか、そういう3通りあると思っていました。

今回2月定例会の当初予算で提案させていただいたのは、本業支援が中心です。直接的支援と需要喚起策については、感染状況に応じて判断していかなければいけない部分がありましたので、1月にオミクロン株が広がってきて、今はものすごく大変だという認識があるわけです。ですから、本会議でもさらなる支援が必要だと私は答弁しておりますけれども、それはまさに直接的支援と需要喚起策、これが足りないと思っているわけでありませぬ。直接的支援は財源の問題もあり、それと今事業復活支援金が始まっています。10月までの売上減少は県でやっており、最大200万円の支給ができます。11月以降の売り上げについては事業復活支援金と両方使えますので、それで何とかダブルでもらってしのいでいただきたいというところです。

要件等から漏れるような事業者はどうしようかという話があり、それはまた多額の財源が必要です。交付金の増額などを要望していくわけなのですが、国に働きかけているのがもう一つあって、ゼロゼロ融資の償還猶予の話をしましたけれども、無利子期間が3年しかないのです。償還期間は10年なのですが、そのうち無利子期間は3年で、据置期間が5年です。2年続いていますので、全体を延ばさないともう絶対に対応していけないということで、これは国の事業ですので、この三つを全部延ばしてくれということを国に強く働きかけています。

また、需要喚起策ですが、いわて旅応援プロジェクトをやっていますけれども、飲食業の方々からは水面下でGo To Eat、いわての食応援プロジェクトをやしてほしいという声も聞いています。ただ、それが4月以降の感染状況で直接的な減収補填がいいのか、需要喚起でやったほうが効果的なのか、その辺りをしっかりと判断して、早い時期に検討を進めて対応を考えて行きたいと考えております。

それから、知事からも新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議などを通じて、事業者とかそういう方々に、タイミングを見きわめながら応援になるようなメッセージを発することも考えていきたいと考えております。

○佐藤ケイ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○軽石義則委員 一般質問でも就職状況の質疑はかなり交わされておりますので、基本的なところは私もお話を聞いているのですけれども、県内の新卒者の就職率、内定率はこれまでで最高だということです。卒業式もほぼ終わって、いよいよ現場に出てくる時期になっているのですが、この県内就職の数字が高くなったのは、いわてで働こう推進本部会議で取り組んできた具体的成果が表れてきているとは思っているのですが、推進本部会議についてどのような評価をしているのかをお聞きしたいと思います。

○田中雇用推進課長 高校生の就職状況、内定状況についてでありますけれども、まず現状の数字からお話いたします。

令和4年3月卒の県内高校生の内定状況ですけれども、令和3年12月末現在の就職内定率は92.9%、前年同月と比較して0.9ポイント上回っている状況であります。また、県内就職内定者割合については、高卒予定者は73.4%と、前年同月と比べ2.9ポイント上回っております、これは平成8年度の統計開始以来、最高の数字ということになっております。

先ほど委員からいわてで働こう推進本部会議の取り組みの成果というお話もありました。また、いわてで働こう推進協議会、県内の学校関係者、あとは経済団体、そういう方々と一緒になって、若者と女性の県内定着に取り組んでまいりまして、まず小学生の段階からきちんと地元企業を知る取り組みというものを支援してまいりました。高校生については、やはり学校に出向いて企業ガイダンスなどもやりまして、地元企業を知った上で、きちんと就職時には地元を選択してもらおうというような取り組みを進めてきた結果だと思っております。

また、現在コロナ禍ということで、やはり御本人、御両親も含めて、県外就職への戸惑いがある方もいらっしゃることは伺っております。そういうことも含め、地元志向の高まりということもありますので、こういう流れを引き続き確実なものにしていきたいと考えています。

○軽石義則委員 かなり高い内定率とか就職者数になってきていますが、まだ決まっていない方もいるのではないかと思います。それは、希望先がミスマッチなのか、それとも何らかの理由で内定されていないのかというようなところは分析しているのでしょうか。

○田中雇用推進課長 12月末の状況で、100名以上がまだ決まっていないという状況にあります。それで、各広域振興局に就業支援員を配置しております、就業支援員が直接学校を訪問し、就職希望者の生徒と面談をしながら、企業選定や就職についてのアドバイスをすることによって、例年100%近くまでの就職率になりますので、これからも引き続ききめ細やかな対応を行いながら、就職支援をしてまいります。

○**軽石義則委員** ぜひお願いしたいと思います。

進学の中には各種専修学校といいますか、それぞれ技術を身につけたいというような方々もいると思うので、その方々がその後また県内、県外に就職していくと思いますが、専修学校の就職状況は把握されているのですか。

○**田中雇用推進課長** 専修学校につきましては、これも12月末現在になりますけれども、県内就職内定者割合が56.1%ということで、昨年度を上回っている状況であります。

○**軽石義則委員** 職業別に見てみますと、飲食業の求人がかなり落ち込んでいて、今こういう状況なので、人を採用する力がなかなか出せないのではないかと思います。ただ、この業界は、今勤めたからすぐ仕事ができるというような状況にはなり得ないと思いますし、今後おもてなしができる環境になった際に、いざ人が足りない、どうしようというまた違う課題も出てくるのではないかと考えております。今の対策も大事ですが、次の必要なときにどう対応していくかということも含めると、先ほど岩渕商工労働観光部長に答弁いただいたように、今の事業者の皆さんをどう支援していくかというのは、そういうところまで響いてくるのではないかと思います。お聞きしたところです。

あと、県内就職、県外就職の概念というのは、今話を聞いていると、県外就職だけれども、仕事はうちでやっているというような企業もふえてきて、一概に県外、県内という分け方で本当にいいのかと。まさにリモートで仕事ができる時代と言いながら、現実の統計は就職先の本社所在地が表現されているので、こういう表現をして統計を取っていくことが本当に正しいのかも含めて、岩手県にいてもいろんな仕事ができるのだというのをさらに広げることによって、実は県外就職なのだけれども、県内でしっかり仕事をしていただいているというような選択肢も、子供たちのほうがいろんな調べ方の知識があるのでわかっているかもしれませんが、親がそれについていけるかどうかということも、私の年代ぐらいになるとそうなるのではないかと思います。その点はどうでしょうか。

○**田中雇用推進課長** 今保護者、親御さんというお話が出ましたけれども、私どもが企業ガイダンスなどをやる場合については、生徒とあわせて保護者の方にも御案内をして、生徒と一緒に企業のお話を聞いてもらうという取り組みもしております。そういうことをやりながら、保護者の方にも直接訴えるというか、県内企業の状況を知ってもらう取り組みを進めながら、本人だけでなく、御家族も含めて県内定着というところを考えていただけるように取り組んでまいります。

○**軽石義則委員** 県外の就職なのだけれども、県内で仕事ができるという括弧書きもあったほうがわかりやすいのではないかと思います。という意味で言いましたので、よろしくをお願いします。

障がい者の皆さんも、この状況で非常に厳しくなっているのではないかと思います。担当は違うかもしれませんが、やはり障がい者雇用も企業を支援していかないとなかなか伸びていかないと思うし、今人手不足ということで、岩手県でもOriHimeという新しい機械を導入して、自宅でそういう仕事をできるような方式を取ってきております。そういうところに企業支援も含めて、福祉の話となるか、経営支援という話になるか、

これはこれから整理しなければならないと思うのですが、そういう障がいを持った皆さんも働きやすい、選べる職業をふやしていくのも企業支援の一つではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○田中雇用推進課長 障がい者の雇用についてでありますけれども、今委員がおっしゃったとおり、企業側の受け入れ体制というところもあると思います。岩手県内では6年連続で法定雇用率を上回っている状況ではありますけれども、企業においてはどのような仕事をさせたらいいのだろうとか、来たらどうしたらいいのだろうかということをおっしゃる企業もまだまだありますので、そういうところを含めて、今当部で各産業技術短期大学校に専門のアドバイザー等を配置していますので、アドバイザーが各企業を訪問しながら、仕事の切り出し方や対応の相談にのりながら、会社で委託訓練等を実施していますので、企業の理解も促進しながら、障がい者の方の雇用がより多く確保されるよう取り組んでまいります。

○軽石義則委員 福祉の仕事だとか、雇用の仕事だとか、いろいろ役割分担はあるのですが、連動していくことによってさらにいい制度となると思います。やはり働きたいと思っても働けない、働く場所がないと思っている人たちの場所を確保していくというのも一つの役割だと思しますので、引き続きやっていただくことをお願いして終わります。

○木村幸弘委員 私から1点です。先ほどの軽石義則委員のコロナ禍における厳しい地域経済を支えるための対策の議論などもされておりましたが、今こういった厳しい経済状況にさらに追い打ちをかけてしまうのではないかと大変心配しているのは、今回のロシアによる軍事侵攻に伴う国際的な経済制裁が具体的に発動され、動き出してきていることでもあります。

そうした状況を踏まえたときに、我々素人からすれば、どういう影響が出てくるのかというのは、まだまだはっきり言って見通しが全く立たないし、どういったことが考えられるかということになるのでしょうかけれども、既に報道などを聞いておりますと、燃料の高騰がもう始まっているとか、あるいは24日の開戦を踏まえて、岩手日報などでは地元の経済界、企業のロシアとの取引関係などを含めて、今後どうなっていくのかということの報道もありましたし、こういった状況を踏まえて、本県として改めて今回のロシアによる軍事侵攻に伴って、こういった経済制裁が今後、短期では済まない、ある意味かなりロシアを追い込むためには中長期的に厳しい制裁が続くような気配もあるわけですし、そうするとかなりいろいろな影響がこれからますますふえてくるのかなということも心配されるのですが、まず県として、今回のこういった状況を踏まえての現状認識がどうなっているのか、どのように考えているかということについてお伺いしたいと思います。

○伊五澤企画課長 ロシアのウクライナへの軍事侵攻に伴う経済制裁の県へのダメージですけれども、ロシアにつきましては石油とか天然ガス、木材、鉱物資源、こういったものの産出国でありまして、そういった資源国であるロシアへの経済制裁などの要因に、ガソリンを初めとした原油、天然ガスの価格の高騰、それから木材、工業金属などの調達価

格も高騰し、それらの需要逼迫による品不足が懸念されるところであります。県内企業におきましては、こうしたことを要因としまして、既に高騰している光熱費や燃料費がさらに上昇し、利益が圧迫されること、また資材調達が困難なために生産や販売への影響が生じることが懸念されているところでありますし、事業者からそういった声も実際に聞いているところであります。

○木村幸弘委員　そういう状況を踏まえて、これからやっぱり県としてこういう影響をどう捉えながら、地域のさまざまな経済対策に備えていくかということが重要になってくるだろうと思いますけれども、そういった備えという意味からいうと、これからまず実態をしっかりと把握していくということが重要なだろうと思います。

コロナ禍の影響もあるし、また今回の経済制裁等を含めた影響、県内でそれぞれの波及する産業、あるいは企業、事業所について、今実態として県では把握されているのか、実際の取引状況についてはどのような現状なのかということについて、もし把握している部分があればお示しいただきたいと思います。

○伊五澤企画課長　県内産業のロシア等との取引状況についてであります。本県とジェトロ盛岡が共同で、県内の貿易に関係していると思われる企業に対して行ったアンケート調査によりますと、令和2年の本県からロシア及び旧ソ連を構成していたウクライナを含む12カ国で構成する独立国家共同体、いわゆるC I Sへの主な輸出品目は、輸送用機械、いわゆる自動車です。一般機械でありまして、その輸出金額は……。

〔「自動車部品」と呼ぶ者あり〕

○伊五澤企画課長　自動車部品、輸出金額は6,000万円余りで、本県輸出金額全体に占める割合は0.063%と非常に小さい金額となっております。また、ロシア、C I Sから本県への主な輸入品目は、非金属鉱物製品、アルミニウムとか石炭であります。それから、木材パルプでありまして、輸入金額は24億6,000万円余、本県輸入金額全体に占める割合は6.6%となっております。現時点で資材調達が影響が発生しているとの情報は入っていないところであります。

○木村幸弘委員　わかりました。大なり小なり、価格がどういう評価になるかということもあるのですが、ただやはり少なからず県内の企業において、そういった輸出、輸入というか、取引関係があるという実態を踏まえて、いずれ今後そういった関係の事業所がこれからどういう影響を受けるのか。いわゆるノックアウトのような直接的な大きなダメージをすぐに受けるものなのか、あるいはボディーブロー的にじわじわと来るものなのか。そして特に言えることは、こういった取引業者だけではなく、県、国全体を含めて大きな影響をもたらすものでありますけれども、そういった状況を踏まえて、この想定される影響などについても適時調査をしっかりとやっていくという備えを体制として取っていただきたいと思うのですけれども、その点についての考え方をお聞かせください。

○伊五澤企画課長　原油や天然ガスの価格の高騰や木材、工業金属などの調達価格の高騰、需要の逼迫による品不足が懸念されております。したがって、こうしたことを要因と

する事業者への影響につきまして、商工指導団体からの情報収集による把握に努めていく考えであります。また、ロシアと県内企業との具体的な取引への影響につきましては、ジェトロ盛岡の協力を得ながら把握していく考えであります。

○木村幸弘委員 わかりました。いずれさまざまな影響や対策については、これはもう国を挙げてやらなければならない部分が大いわけであります。県独自というよりも、国際的な問題の中での経済制裁に伴う影響ですので、いずれにしても地域の経済が新型コロナウイルス感染症と、さらにこのウクライナ問題でさらにダメージを受けるようなことのないように、十分注視をしながら、そしてそれぞれに対する必要な支援や対策について、しっかりと国との情報交換、あるいは必要な手だてを求めるなどしながら、しっかりと取り組んでいただくことをお願いして、終わりたいと思います。

○佐藤ケイ子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。

次に、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第 42 号令和 3 年度岩手県一般会計補正予算（第 12 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 6 款農林水産業費のうち県土整備部関係、第 8 款土木費、第 11 款災害復旧費第 3 項土木施設災害復旧費、第 2 条第 2 表繰越明許費補正中、第 6 款農林水産業費のうち県土整備部関係、第 8 款土木費、第 11 款災害復旧費第 3 項土木施設災害復旧費、第 3 条第 3 表債務負担行為補正中、1 追加中 2 から 11 まで、2 変更中 2 から 9 まで、議案第 48 号令和 3 年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 52 号令和 3 年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 56 号令和 3 年度岩手県流域下水道事業会計補正予算（第 1 号）、議案第 59 号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて並びに議案第 60 号流域下水道事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、以上 6 件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小島副部長兼県土整備企画室長 初めに、議案第 42 号令和 3 年度岩手県一般会計補正予算（第 12 号）中、県土整備部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その 4）の 7 ページをお開き願います。当部関係の補正予算は、事業費の確定に伴う所要の整備や国の補正予算への対応に伴うものであり、第 1 表歳入歳出予算補正のうち当部関係の内容は、7 ページ、6 款農林水産業費 3 項農地費のうち 108 万 5,000 円の増額、8 ページ、8 款土木費は 243 億 6,905 万 1,000 円の増額、9 ページ、11 款災害復旧費 3 項土木施設災害復旧費は 23 億 1,754 万 4,000 円の減額、13 款諸支出金 2 項公営企業負担金のうち 1,965 万円の減額、合せて 220 億 3,294 万 2,000 円を増額しようとするものです。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただき、説明欄の主な内容について御説明申し上げますので、御了承願います。

それでは、予算に関する説明書の 149 ページをお開き願います。6 款農林水産業費、3 項農地費、2 目土地改良費のうち当部関係は、次の 150 ページに参りまして、説明欄の県土整備部と記載している箇所であり、公共事業費は国庫補助金の配分に伴う精査により増額しようとするものです。

少し飛びまして、169 ページをお開き願います。8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費は、管理運営費等を減額しようとするものです。

172 ページをお開き願いまして、2 項道路橋りょう費、2 目道路橋りょう維持費のうち、説明欄の 1 行目、道路環境改善事業費は、国の補正予算等に対応し、橋りょう補修補強、老朽化対策、舗装補修等に要する経費、次の除雪費は、年度の降雪量を踏まえ、不足が見込まれる経費について、それぞれ増額しようとするものです。

175 ページをお開き願いまして、3 項河川海岸費、2 目河川改良費のうち、次の 176 ページに参りまして、説明欄 1 行目、総合流域防災事業費は、国の補正予算等に対応し、知事の管理する 1 級河川及び 2 級河川における河川の改良工事に要する経費を増額しようとするものです。

次の河川激甚災害対策特別緊急事業費は、国の補正予算等に対応し、平成 28 年台風第 10 号により被災した地域の河川改修等に要する経費を増額しようとするものです。

次の 3 目砂防費のうち、説明欄 1 行目、砂防事業は、国の補正予算等に対応し、土砂災害発生防止のための堰堤工など土石流対策に要する経費について増額しようとするものです。

178 ページをお開き願いまして、4 項港湾費、2 目港湾建設費のうち、説明欄の一番下、直轄港湾事業費負担金は、国の補正予算等に対応し、国が実施する防波堤整備に要する経費の負担金を増額しようとするものです。

180 ページをお開き願いまして、5 項都市計画費、2 目街路事業費のうち、説明欄 2 行目、都市計画道路整備事業費は、国の補正予算等に対応し、街路の整備に要する経費について増額しようとするものです。

182 ページをお開き願いまして、6 項住宅費、2 目住宅建設費は、公営住宅建設事業費について年度の執行見通しを踏まえ、減額しようとするものです。

少々飛びまして、212 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、3 項土木施設災害復旧費、1 目河川等災害復旧費は、河川等公共土木施設の災害復旧に要する経費について本年度の執行見込みを踏まえ、減額しようとするものです。

続きまして、繰越明許費について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案（その 4）にお戻りいただきまして、11 ページをお開き願います。第 2 表繰越明許費補正のうち当部関係は、15 ページに参りまして、6 款農林水産業費、3 項農地費のうち、下から八つ目の

農業集落排水事業費補助、次の下水道事業債償還基金費補助の2事業、2億2,186万8,000円と、17ページの8款土木費、1項土木管理費、地域づくり緊急改善事業から、20ページに参りまして、6項住宅費、がけ地近接危険住宅移転事業費補助までの45事業、346億9,096万9,000円と、21ページの11款災害復旧費、3項土木施設災害復旧費の河川等災害復旧事業から、22ページの港湾災害復旧事業までの3事業、49億3,735万7,000円の合わせて398億5,019万4,000円ですが、これらは国の補正予算への対応や台風災害に係る復旧事業などが主な内容であり、計画調整や関係機関との協議等に不測の日数を要したことから翌年度に繰り越して使用するため、今回の補正予算において繰越明許費を定めようとするものです。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。23ページをごらん願います。第3表債務負担行為補正のうち当部関係の内容は、1追加のうち、2空港管理運営から11港湾快適環境推進事業までの10件であり、令和4年4月1日の業務開始を必要とする施設管理業務などについて、令和3年度中に契約事務を進める必要があることから、期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものです。

24ページをお開き願ひまして、2変更のうち、2除雪から9河川等災害復旧事業までの8件について、いずれも令和3年度から翌年度以降にわたって施工される工事等に係るものであり、事業費の変更に伴い、それぞれ債務負担行為を変更しようとするものです。

次に、特別会計2件について御説明申し上げます。44ページをお開き願ひます。議案第48号令和3年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の総額からそれぞれ14万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4万2,000円としようとするものです。

45ページ、第1表歳入歳出予算補正、歳入中、1款財産収入、1項財産運用収入は、土地開発基金の利子の確定に伴い減額しようとするものです。

ページをおめぐりいただきまして、46ページ、歳出中、1款管理事務費、1項管理事務費は、土地開発基金に係る管理事務費の確定に伴い、減額しようとするものです。

飛びまして、56ページをお開き願ひます。議案第52号令和3年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の総額からそれぞれ181万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億86万4,000円としようとするものです。

57ページ、第1表歳入歳出予算補正、歳入中、5款諸収入、1項雑入は、国からの漁業権先行補償費相当額の確定に伴い、増額しようとするものです。

おめぐりいただきまして、58ページ、歳出中、1款事業費、1項港湾施設整備費は、歳入の増額に伴い、一般会計への操出金を増額しようとするものです。

59ページ、第2表繰越明許費ですが、1款事業費、1項港湾施設整備費の2事業7,498万7,000円を翌年度に繰り越して使用しようとするため、繰越明許費を定めようとするものです。

おめくりいただきまして、60 ページ、第3表債務負担行為は、港湾管理について令和4年4月1日の業務開始を必要とする施設管理業務などについて、令和3年度中に契約事務を進める必要があることから、期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものです。

次に、企業会計1件について御説明申し上げます。70 ページをお開き願います。議案第56号令和3年度岩手県流域下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。第3条は、収益的収入及び支出ですが、収入は市町村負担金等を7,762万5,000円減額し、96億6,924万8,000円、支出は維持管理に係る委託料等を5,668万2,000円減額し、95億9,729万8,000円としようとするものです。

第4条は、資本的収入及び支出ですが、71 ページに参りまして、いずれも国庫補助金の内示等に伴うものであり、収入は3億2,664万7,000円減額し、18億1,282万4,000円、支出は3億2,710万5,000円減額し、28億4,770万6,000円としようとするものです。

次に、負担議案2件について御説明申し上げます。80 ページをお開き願います。議案第59号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてですが、これは令和3年3月25日及び令和3年10月13日に議会の議決をいただきました土木関係の建設事業に要する経費の額の変更に伴い、受益市町の負担金の額を変更しようとするものです。

81 ページに参りまして、議案第60号流域下水道事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてですが、これは令和3年3月25日に議会の議決をいただきました流域下水道事業に要する経費の額の変更等に伴い、受益市町の負担金の額を変更しようとするものです。

以上で議案6件についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第61号主要地方道花巻大曲線（仮称）小倉山4号トンネル築造工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○照井技術参事兼道路建設課総括課長 議案（その5）の1ページをお開き願います。議案第61号主要地方道花巻大曲線（仮称）小倉山4号トンネル築造工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきます。議案説明資料の1ページをごらん願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。

工事概要は、花巻市と西和賀町間の交流促進や観光振興を支援する重要な路線である主要地方道花巻大曲線の小倉山2工区において、トンネル及び道路を築造する工事であります。

設計変更の理由及びその内容であります。当初議決後の主な設計変更である第3回変更、第6回変更の内容について、3ページ以降の資料により説明いたします。3ページをお開き願います。上の図をごらんください。第3回変更においては、トンネル地山が当初想定より脆弱であったことから、トンネル掘削の起点から70メートル地点と370メートル地点の間の区間のうち、230メートルについてトンネルを支える支保工の形式を変更したものであります。

下の図をごらんください。こちらは変更前と変更後のトンネル断面図を示しており、ロックボルトの本数が多く、鋼アーチ支保を併用する形式に変更したものであります。

次に、4ページをお開き願います。上の図をごらんください。第6回変更においては、トンネル地山が当初想定よりも脆弱であったことから、トンネル掘削の起点から370メートル地点と950メートル地点の間の区間のうち、335メートルについてトンネルを支える支保工の形式を変更するとともに、トンネル掘削の終点付近に長尺鋼管先受け工を111メートル増工するものであります。

下の図をごらんください。こちらは変更前と変更後のトンネル断面図を示しており、地山の状況に応じてロックボルトの本数が多く、鋼アーチ支保を併用する形式や、右下の図のロックボルトの本数がさらに多く、鋼アーチ支保の併用に加え、トンネル下部にインバートコンクリートを設置する形式に変更するものであります。

5ページをお開き願います。こちらは、トンネル掘削の終点付近の変更前と変更後のトンネル断面図を示しており、トンネル上部に長尺鋼管先受け工を増工するものであります。

1ページにお戻り願います。契約金額ですが、令和2年3月3日の当初契約額30億5,405万円余に対し、今回の変更により6億9,846万868円、22.9%の増額となり、変更後の契約金額は37億5,251万6,900円となるものであります。

請負者は、佐藤工業株式会社・菱和建设株式会社・株式会社佐藤組特定共同企業体であります。

工期は変更ありません。

なお、2ページに位置図、施工箇所図、標準断面図を添付しておりますが、説明は省略

させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 62 号松橋川筋滝野地区砂防堰堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○戸来砂防災害課総括課長 議案（その 5）の 2 ページをお開き願います。議案第 62 号松橋川筋滝野地区砂防堰堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきます。議案説明資料の 6 ページをごらん願います。工事名及び工事場所は、記載のとおりです。

工事概要は、本工事は平成 28 年台風第 10 号により被災した準用河川松橋川において砂防堰堤を整備する工事であります。

設計変更の理由及びその内容は、前回議決後の主な設計変更である第 4 回変更、第 6 回変更の内容について、資料により説明させていただきます。

7 ページをお開き願います。中段にあります④の図をごらんください。第 4 回変更においては、つけかえ林道の岩盤位置の変更に伴い、岩掘削量がふえたこと、あわせて現地精査の結果、掘削工法を変更したものであります。

次に、下にあります⑥の図をごらんください。第 6 回変更においては、工事進捗に伴い、つけかえ林道ののり面の亀裂が発達していることが判明しましたことから、詳細な地質調査を実施した結果、グラウンドアンカーにより のり面対策工を追加しようとするものです。

6 ページにお戻り願います。契約金額ですが、令和 2 年 3 月 3 日に議決いただいた当初契約の金額 8 億 9,100 万円に対し、今回の変更により 2 億 5,177 万 6,800 円、28.3%の増額となり、変更後の契約金額は 11 億 4,277 万 6,800 円となるものであります。請負者は、菱和建设株式会社。工期は、現在の令和 4 年 3 月 25 日に対し、今回の変更により 6 日の付

与となり、令和4年3月31日となるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第63号一般国道107号大石地区仮橋架設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて及び議案第64号一般国道107号大石地区応急押え盛土工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○戸来砂防災課総括課長 議案（その5）の3ページをお開き願います。議案第63号一般国道107号大石地区仮橋架設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきます。議案説明資料の8ページをお開き願います。工事名及び工事場所は、記載のとおりです。契約金額は10億7,569万円で、請負率は91.32%。請負者は、株式会社小田島組・株式会社たかしん興業特定共同企業体であります。

工事概要ですが、本工事は令和3年5月に西和賀町大石地内において発生した地滑りに伴い全面通行どめとなっている国道107号の迂回路として仮橋を架設する工事です。

工期は、令和4年11月30日までで、令和3年度から令和4年度までの2カ年の債務負担行為で行うものであります。

9ページに入札結果説明書、10ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、議案（その5）の4ページをお開き願います。議案第64号一般国道107号大石地区応急押え盛土工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案説明資料の11ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。

工事概要は、本工事は令和3年5月に発生した地滑りの動きが再度大きくなる可能性があることから、緊急的に盛土を行う工事であります。

設計変更の理由及びその内容は、12ページをお開き願います。上段①の図をごらんください。詳細な仮設計画等の決定に伴い、工所用道路及び盛土材の採取位置を左岸側にしたことにより、工事費が増額となったものであります。

次に、下段の②の図をごらんください。盛土として利用しますダム湖内の掘削土が想定よりも軽いことが試験結果により判明しましたことから、盛土量をふやすものであります。

11ページにお戻り願います。契約金額ですが、令和3年10月21日の当初契約の金額4億2,570万円に対し、今回の変更により1億6,007万7,500円、37.6%の増額となり、変更後の契約金額は5億8,577万7,500円となるものであります。請負者は、株式会社小原建設。工期は、現在の令和4年3月15日に対し、今回の変更により16日の付与となり、変更後の工期は令和4年3月31日となるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○木村幸弘委員 議案第64号の応急盛土に関して、1日に第6回目の西和賀町大石地区斜面現状情報連絡会議があったということで新聞報道がされておりました。その中では、この盛土事業が9割終了したという報告があったわけですがけれども、いわゆる残り1割の部分がこの契約の中身で、今回の契約によって100%の終了となるのかということを確認したいのと、この連絡会議の中で、いわゆる対岸の浸水軽減対策ということで、県が取り組んだ事業の範囲をさらに拡大して、国が2022年度内に盛土工事を行うということも報じられておりますけれども、具体的にはこれはどういう意味を持つ事業なのか。浸水軽減対策ということですので、雨水あるいは雪等、融雪によって、いわゆる水位が上がることを想定しながら、対岸地区に影響が出ないようにという意味なのか、その際には例えば対岸にはそういった何か影響を及ぼすような施設、あるいは民家等も含めてあって、それをしっかりと対策していくという意味合いが含まれているのかとか、その辺の事業的な中身についても教えていただきたいと思えます。

○戸来砂防災課総括課長 まず、応急盛土工事の進捗についてでありますけれども、先月末時点で約9割の盛土を施工したことになりまして、残りの盛土量が約1万立方メートルとなっております。1日当たり約1,500立方メートルほどの施工量で今進めておりますので、3月中には完成する見込みとなっております。

それから、続いて対岸の浸水対策のための盛土の工事ですけれども、これはダム管理者が行う工事と聞いておりまして、要はダムの水位が上がった際に、もし仮に地滑りが発生して、その影響によりまして波が発生して対岸の耳取地区に浸水する影響を及ぼすということが危惧されておりまして、そちらの浸水軽減を図るための対策として、ダム管理者側で、県が行った応急盛土の上にさらに盛土をしていくといったようなことを行うと聞いております。

○木村幸弘委員 わかりました。盛土をやったわけで、これから具体的な仮橋の整備事業などが展開されるわけですから、いずれしっかりやってほしいと思います。今のダム管理の関係での工事ですけれども、例えば報道を見ますと、県が実施した範囲を拡大するということですので、当初の考え方として、県が実施した範囲では不十分だったという意味で、さらに追加するような形で国が2022年度内に実施するということになったのか、その辺の経緯というか、この状況についてはどういう意味だったのかお伺いしたいと思います。

○戸来砂防災課総括課長 まず、県で実施しております応急盛土につきましては、春先の融雪期に再度地滑りの動きが活発化するおそれがありますことから、それを緊急的に抑えようとする中で、応急的に実施するものであります。ただし、今度ダムの水位が融雪でかなり上がってきた場合については、さらにそこからまた地滑りが発生した場合、今度は地滑りによって波が大きく発生しまして、対岸のほうに浸水するおそれがあるということで、ダム管理者でそれを防ぐものとして、県で盛土した上にさらに盛土をするということでもあります。

○佐藤ケイ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって県土整備部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○軽石義則委員 1点お伺いします。

熱海市の災害を受けて盛土規制の全国調査をし、その結果が出たようであります。岩手県においても、点検数は182カ所で、31カ所を国に報告したとマスコミでも報道されておりますけれども、この手順の再確認なのですが、これまで許可、届け出、資料から確認するもの、地形図、航空写真等から判読したもの、住民からの通報があったもので、まず机上でその場所を選んで目視で点検をしたようですけれども、この三つの抽出された割合はどのようになっているのか教えていただきたい。また、点検は目視が中心だと思うのですが、目視で点検できる範囲で、本当にその盛土が危険かどうかということまで判断できるものなのかどうか。

きょうも補正予算で設計変更があつて、やってみないと地質の形状とか軟弱地は見えない

と思うのですが、これは今後どのようにしていくのか。31カ所国に報告されたようですけれども、4カ所が盛土の形状が変状しているという確認がされて、ただ大規模な災害にはならないという判断のようですが、大規模の範囲をどのように捉えるのか。その近隣にいる住民の皆さんはどう思うのかということもあると思うのですが、そういうところを含めて、現状はどうか教えていただきたいと思います。

○川村企画課長 まず、抽出した182カ所の割合でありますけれども、今正確な数字までは持ち合わせておりませんが、大部分は土地利用規制別の許可、届け出資料から確認した盛土であります。そのほか、地形図や航空写真等から判読した盛土、あと住民からの通報等に基づく盛土、これは市町村からの情報を確認、照会したのものも含めまして、そういったところは数カ所という形になっております。

あと、目視点検でありますけれども、目視点検はそれぞれその土地の現場の土地利用規制等を所管する部署において、その専門的な知見に基づいて目視点検を行ったものでありますので、その結果、危険性はないかどうかといったところを判断させていただいたものでありますので、そこは御理解いただければと思います。

あと、大規模災害のおそれはないということで御説明させていただいておりますけれども、この大規模の範囲につきましても地元の市町村と情報を共有いたしまして、それぞれの現場の状況に応じて、その影響が及ぶであろう大規模なものは起こらないにしても、例えば雨などで小規模に流出する可能性があるということも含めて、個別の現場の状況に応じて地元の方々にも周知を図っているというところであります。

○軽石義則委員 ほとんどは届け出、許可の書類が中心。ということは、今回の調査には、岩手県の中には無許可、無届けというのはなかったという認識でいいのでしょうか。

○川村企画課長 検査いたしました結果、検査するに当たりまして、点検の観点ですけれども、許可、届け出などの手続が取られているか、手続内容と現地が一致しているか、災害防止措置が取られているか、廃棄物の混入などの禁止事項はないか、住民からの通報などにより安全性の確認が必要なものという五つの観点から点検したところであります。

この結果、許可、届け出などの手続がとられていないという箇所もやはり確認されております。そういったところについては、必要な許可、届け出を取るよう、土地利用規制を所管する部署から指導を行っているところであります。

○軽石義則委員 許可、届け出のない箇所は具体的に何カ所なのでしょう。

○川村企画課長 許可、届け出等の必要な手続が行われていないものについてですが、五つの観点を先ほど申し上げましたけれども、31カ所の中で重複して該当している箇所もありますけれども、その中で許可、届け出等必要な手続が行われていないものは8件でありました。

○軽石義則委員 8件ですね。やはり今現在把握されているもの、大規模なものは目に見えるでしょうけれども、目に見えない山の中とかにいろいろあるのではないかなと想像するところですが、新聞報道を見ますと、10月末時点で総点検の結果が全国で150カ所に課

題があると報道されているのですけれども、この 150 カ所には岩手県の 31 件も入っているのか。その 31 カ所の中から、何カ所かがこの課題の中に入っているものなのでしょうか。

○川村企画課長 150 カ所というのは、途中経過として国が集計したものでありまして、今御説明申し上げております例えば本県で言えば 31 カ所というところとは、直接結びつかないところであります。

○軽石義則委員 ということは、150 カ所は 12 月の報道ですから、現在全国で何カ所あるかというのは、把握されてはいないのですか。

○川村企画課長 それは把握できておりません。

○軽石義則委員 これから国で法律をつくって、具体的に課題の対策も盛り込んだものが出てくると思うのですけれども、今後岩手県はどういう対策の対象になるのか。もっと言えば、大災害にはならないけれども、県民の皆さんの不安を取り除くための対策はしなければならないとすれば、ある程度把握しておくべきではないかと思うのですが、その点はどうか。

○川村企画課長 今国会に提出されると思われまして宅地造成等規制法の一部を改正する法律案、いわゆる盛土規制法案でありますけれども、こちらは令和 4 年 3 月 1 日、一昨日でありますけれども、閣議決定されたところであります。この中で、盛土等による災害から国民の生命、身体を守る観点から、その盛土等を行う土地の用途や目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するという事で設けられるものでありまして、この法案では都道府県知事が盛土等により人家等に被害を及ぼし得る区域を規制区域として指定いたしまして、その区域内で行われる盛土等について許可を行うほか、国が定める許可基準に従いまして安全対策が実施されているか確認検査を行うとされているところでありますので、この法案の今後の審議の動向も注視してまいりますけれども、こちらに沿った形で県として対策、対応をしていきたいと考えております。

○軽石義則委員 これからのこの話になってまいりますので、準備も大変だと報道されております。今後都道府県や政令指定都市で森林、農地、地形の調査等、被害が及ぶ地域を具体的に知事が指定していかなければならないとすれば、それに係るマンパワーも必要だと思いますし、それに伴って対策費も必要になってくると思うのです。そうなれば、今建設業界の皆さんといろいろ話をしているのですけれども、業界そのものがこれからの公共事業の発注等を含めて見ていくと、自分たちの仕事をこれから将来的に人材確保を含めてどう進めていこうかというときに、まさにこの盛土造成や残土処理の部分についてもいろいろ負担増にもなってくる。いわゆる業界にも一定の責任はあるわけですので、その話もしていかなければならないのではないかと思うのですが、その部分についてはどう考えていらっしゃいますか。

○菅原建設技術振興課総括課長 委員御指摘のとおり、公共工事という観点から申しますと、公共工事、いわゆる県営建設工事の残土につきましては、現在では発生の抑制とか、現場内利用、そうした工事間利用の促進に努めなければならないと我々も重々認識してお

ります。それに基づいて、各工事では今でも公共工事の共通仕様書に基づいて適切に対処しておりますけれども、今後の法整備に追随するように意識をしながら続けてまいりたいと考えます。

○**軽石義則委員** 公共事業については、そのようにするのが当然だと思いますし、民間の仕事であっても、さらに厳しい規制がかかるのは、やはり住民、県民の生命、財産を守るための手段だということだと思いますので、それを管理する部門にさらにしっかり人員体制も求められてくるのではないかと思うのですが、そのこともやっぱりある程度念頭に置いて準備に入っていくべきだと思うのです。管理する部門として今どう考えているのか。これからだというのであれば、これからの対応にはなるとは思います、現状はどうなのでしょう。

○**小島副部長兼県土整備企画室長** これから国で法案審議を行う段階でありまして、その結果によりましてどのような対応が出てくるかということが明らかになってまいります。まずは、そちらをしっかりと把握した上で、委員御指摘のとおり、県土整備部のみならず農林水産部も関係する多岐にわたる案件でありますので、庁内連携も図りながら、今後対応について検討してまいりたいと、現時点ではそのように考えております。

○**軽石義則委員** これから国の動きもあると思いますので、しっかりその部分に対応できることも含めて検討していただければいいと思います。加えて県内の事業者の皆さんにも、この規制はどういうものか、どのように皆さんも受けとめて、今後仕事をどうしていくかという課題がもし現場にあるとすれば、それもやっぱり吸収していただいて、対策もあわせて取っていただくことも大事ではないかと思っておりますので、その部分についてお願いして終わります。

○**佐藤ケイ子委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** なければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。県土整備部の皆様は退席されて結構です。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**佐藤ケイ子委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、企業局関係の議案の審査を行います。議案第54号令和3年度岩手県電気事業会計補正予算（第1号）及び議案第55号令和3年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第1号）、以上2件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**八重樫次長兼経営総務室長** 企業局関係の議案について御説明申し上げます。

議案（その4）の64ページをお開き願います。議案第54号令和3年度岩手県電気事業会計補正予算（第1号）についてであります。主な事項について、金額の読み上げを省略

し、御説明申し上げます。

第2条の64ページから65ページにかけての業務の予定量であります。これは年間販売目標電力量を出水率が低調であったことなどに伴い、補正するものであります。

65ページの第2項であります。こちらは主要建設事業でありまして、築川発電所建設事業に係る事業費を減額するものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額の補正であり、収入の第1款電気事業収益の補正予定額の主な内訳ですが、第1項営業収益は水力発電の目標電力量の減などにより電力料収入を減額し、第2項附帯事業収益は高森高原風力発電所の目標電力量の減などにより電力料収入を減額し、第4項事業外収益は長期前受金の戻入の減などにより減額するものであります。

次に、支出の第1款電気事業費用の補正予定額の主な内訳ですが、第1項営業費用は人件費や委託費等の見込みに応じて減額し、第2項附帯事業費用は高森高原風力発電所に係る委託費の減などにより減額し、第4項事業外費用は消費税納付額の増などにより増額し、第6項特別損失は建設準備勘定の精算に伴い増額するものであります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額の補正であり、あわせて資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及びその補填財源の額を変更するものであります。

66ページをお開き願います。収入の第1款資本的収入の補正予算額の主な内訳ですが、第1項負担金は共有施設に係る工事負担金の見込みに応じて減額するものであります。

次に、支出の第1款資本的支出の補正予定額の主な内訳ですが、第1項建設費は築川発電所の工事費の見込みに応じて減額し、第2項改良費は各発電所設備に係る改良工事費の見込みに応じて減額し、第3項電源開発費は工事費の見込みに応じて減額し、第5項操出金は一般会計への操出金でありまして、対象事業費の見込みに伴い減額するものであります。

第5条は、債務負担行為の変更であり、胆沢第二発電所代替放流設備設置工事など2事業の限度額を増額しようとするものであります。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費など、所要額の見直しにより減額するものであります。

以上で電気事業会計の補正予算の説明を終わります。

続いて、67ページであります。議案第55号令和3年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第2条の業務の予定量ですが、年間総給水量及び1日平均給水量を受水企業への給水見込みに応じて補正するものであります。

第2項は、主要建設事業であり、第一北上中部工業用水道建設事業に係る事業費を減額するものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額の補正であり、収入の第1款工業用水道事業収益の補正予定額の主な内訳ですが、第1項営業収益は受水企業の水使用の見込みなどによ

り給水収益を増額し、第2項事業外収益は消費税還付金の減などにより減額し、第3項特別利益は人件費の減に伴い退職給付引当金の不用額を戻入するものであります。

次に、支出の第1款工業用水道事業費用の補正予定額の主な内訳ですが、第1項営業費用は人件費の減や固定資産除却費等の見込みに応じて減額するものであります。

68ページをお開き願います。第2項財務費用は、企業債の借入利率の確定に伴い企業債支払利息を減額するものであり、第5項特別損失は建設仮勘定及び建設準備勘定の精算に伴い増額するものであります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額の補正であり、あわせて資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及びその補填財源並びに補填額を変更するものであります。

収入の第1款資本的収入の補正予定額の主な内訳ですが、第1項企業債は工事費の見込みに応じて発行額を減額し、第3項補助金は国庫補助金の交付決定により増額するものであります。

次に、支出の第1款資本的支出の補正予定額の主な内訳ですが、第1項建設費は工業用水道建設事業費の見込みに応じて減額し、第2項改良費は工業用水道設備の改良工事費の見込みに応じて減額するものであります。

第5条は、債務負担行為の追加であり、新北上浄水場配水管布設工事など2事業について債務負担行為を設定しようとするものであります。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費など所要額の見直しにより減額するものであります。

以上で工業用水道事業会計の補正予算の説明を終わります。

なお、これらの補正予算に係る実施計画、変更予定キャッシュフロー計算書などにつきましては、予算に関する説明書の361ページから395ページにかけて記載をしておりますが、今御説明申し上げました予算の明細等でありますので、説明は省略させていただきます。

以上で企業局関係の議案の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○軽石義則委員 何点か確認を含めて。

いろいろ個別の理由もあると思うのですが、販売電力量のマイナスの具体的な要因は何なのでしょう。

○山谷業務課総括課長 委員お尋ねの電力量の減についてであります。水力発電につきましては、先ほども御説明させていただいたとおり、取水率が今年度は非常に低調だったといったところがまず大きい原因でありまして、もう一つとしては国道107号の災害復旧の関係で、ダム水位を低下させた状況で工事、盛土を行っている状況が続いておりますので、これに伴って供給量の減少が見込まれるということで補正させていただいたところであります。

また、風力発電につきましては、再開発している稲庭高原風力発電所では2月から試験運転を実施しております、試験電力が売電できているということで、当初の見込みよりもふえてはいるのですが、高森高原風力発電所が平均風速が年度を通じて低調だったということで、電力量が減少している状況です。

太陽光発電は、上期の日射量が非常に多かったということで、上期については非常に好調で発電量も多かったのですが、下期に入るとりわけ12月以降、積雪が多いということもありまして、上期に比べると若干下期が落ちているということもありますが、補正としましては若干ふえる見込みということで補正させていただいております。

○**軽石義則委員** 災害に伴っての発電量の減ということが大きな要因だったと思うのですが、そうすると災害復旧の工事が終わらなければ、この状況は継続されていくものなのか。それを見込んで、これから発電量をどう調整していくのか、その部分はどうでしょうか。

○**山谷業務課総括課長** 先ほどもお話ししました仙人発電所、いわゆる湯田ダムのダム水位を下げての運用についてですが、こちらにつきましては今年度及び来年度においても水位は通常よりも下げた状態で工事をするということです。その部分についてはやはり来年度も流入が極端に多くなったときは、その水位を維持するためにダム放流をして水を捨てるということになりますので、その分はどうしても発電として使えない水になってしまいますから、その分の発電量は減少するというで見込んでいますところでは。

○**軽石義則委員** ダムがなければ当然水力発電はできないことも事実です。災害復旧のほうは今度トンネルをつくるようですから、次にはそういうことがないようにしてもらえれば一番いいということです。

あとは、久慈市で、滝発電所の電力を地域融通して、公共施設にはクリーン電力という話でこれはさらに広がっていくのではないかと考えているのですが、今の発電状況、販売電力量の中で、今後そういう事業が広がってきたとき対応できるようになっているのですか。

○**八重樫次長兼経営総務室長** 久慈地区合同庁舎の再生可能エネルギーの100%利用ということで、3月1日から企業局の滝ダムの発電を小売事業者を通じて提供させていただくことになりました。こちらは、企業局と契約している小売事業者との共同での再生可能エネルギーの拡大ということで認証を行っているところでありまして、一応契約水量の中で枠があります。滝ダムの場合は450キロワットという範囲内での提供になりますので、今回新たに久慈地区合同庁舎、あとそれ以前に久慈市役所や一部民間企業も入っていますけれども、いずれ滝ダムの発電量の枠の中で、再生可能エネルギーをアマリングリーンでんきという形で提供させていただくということで、そういう意味では上限はどうしてもあります。

あともう一つ、東北電力にほかの水力発電所から売っている部分がありまして、そちらについてはいわて復興パワー水力プレミアムという商品で、同様に再生可能エネルギー

100%という認証でPRさせていただいております。こちらは、まだまだかなりの枠が残っておりますので、あわせて全県に向けて、小売事業者とともにPRをしていきたいと考えております。

○**軽石義則委員** 海外からのエネルギーの輸入状況、さらにロシアの関係も含めて、再生可能エネルギーに対する期待は非常に重要なポイントになってくるのではないかという思いもあってお聞きしたところでありました。企業局としてはこれまでもやっていただいています。さらに、その点も含めて、自然との闘いですので、自然が答えを出してくれるところもあるのですが、より効率的な運用というのが大事だと思いますので、お願いしたいと思います。

最後に、職員給与費が減額になっておりますが、その主な理由を教えてください。

○**八重樫次長兼経営総務室長** 職員給与費の減の要因であります。まず、電気事業の分につきましては、毎年の人事異動によりまして職員構成、特に年齢構成、給与単価の違う方々が入れかえになりますので、そういった変更による減。あと、それに伴う退職給付費の減。あとは、給与改定に伴う期末手当の減。あとは、当局から経済産業省に省庁派遣をしていたのですけれども、今年度は事情があって中止しておりましたので、それによる1名減ということで、減少ということになっております。

次に、工業用水道であります。こちらやはり人事異動の人員構成の変更による減少、あとやはり退職給付費の関係、あとは同様に期末手当の減の関係。もう一つが、今工業用水は欠員が1人生じておりましたので、それによりまして減少となっております。以上であります。

○**軽石義則委員** わかりました。こういう事態というか状況の中で、それぞれの職場で一生懸命努力していただいておりますし、今年度は積雪も多く、時間を割いていろいろな対応をしてくれているのではないかと思います。働いたのに払わないというのはないと思いますが、やはり努力したら報われる、もうかっている事業をしている皆さんですから、少し頑張った成果もプラスで出してあげたほかに減額となったのであればいいのですが、減額のための減額だけではちょっとかわいそうかなと思ひまして聞いたところですので、引き続きよろしくお願ひいたします。

○**佐藤ケイ子委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 なければ、これをもって企業局関係の審査を終わります。企業局の皆様は御苦労さまでした。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会といたします。ありがとうございます。